

船舶事故調査報告書

令和元年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年2月2日 14時40分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市大ツフラ島北方沖 松島灯台から真方位323° 1,600m付近 (概位 北緯34° 36.3′ 東経134° 28.0′)
事故の概要	プレジャーボートなみは、北西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成31年2月7日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート なみ、3.4トン
船舶番号、船舶所有者等	230-50742兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣り場に向けて北西進中、船長が、姫路市小ツフラ島南方の大ツフラ島を小ツフラ島であると思い、慣れた海域であったので、GPSプロッターを見ずに目視のみで航行を続けていたところ、大ツフラ島北方沖の浅所に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首尾共に約1mであった。
分析	本船は、北西進中、船長が、目視のみで航行を続けたことから、大ツフラ島を小ツフラ島と見間違えていることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、北西進中、船長が、目視のみで航行を続けたため、大ツフラ島を小ツフラ島と見間違えていることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・慣れた海域を航行する場合においても、GPSプロッター等の航海計器を活用して船位を確認すること。